

広島大学法科大学院

# 法律科目試験

## [憲法]

2021年1月16日(土)

13:20～14:20

### 注意事項

- 1 これは法律科目試験の問題冊子です。ページ数は、表紙を除いて、1ページです。
- 2 問題は1問、解答用紙は1枚、下書用紙は1枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に**横書き**で書いてください。**罫線外及び裏面**を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

[憲法] (60点)

A県は、「A県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」において、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下「法」という。)2条1項1号に定める「キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業」(以下「1号営業」という。)などを含む、法所定の風俗営業を行う「風俗営業所」を、学校等の敷地から70メートル以内に設置することを禁止している(以上、参考条文を掲載することは省略する。)

近年、1号営業などの業態のうち、歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食させる「接待風俗営業」に関する店名、システム、料金等の情報を利用客に提供する「風俗案内所」が見られるようになったが、その営業規制に関する条例はこれまでなかったため、A県は、新たに「A県風俗案内所の規制に関する条例」(以下「本件条例」という。)を制定した。本件条例は、その目的(1条)を達成するため、学校、児童福祉施設及び診療所(以下「学校等」という。)の敷地から200メートル以内の区域における風俗案内所の営業を禁止し(3条)、違反者には刑罰を科している(16条1号)。もっとも、A県内の各都市では、風俗営業所及び風俗案内所が多数存在する繁華街が、学校等の敷地から70メートル以上先にはあるものの、200メートル以内に存在する例が多く、その場合、本件条例3条の規制を遵守しようとするれば繁華街に風俗案内所を設置することは難しくなる。

A県B市内の繁華街で風俗案内所を営んできたXは、本件条例によりその営業ができなくなったことから、従前の場所で風俗案内所を営む法的地位を有する旨の確認を求める訴訟を提起した。そして同訴訟において、本件条例3条及び16条1号が、憲法22条1項に違反する旨主張しようと考えている。Xとしては、具体的にいかなる憲法上の主張をすることが考えられるかについて簡潔に説明した上で、当該主張の当否を検討しなさい。

[参考条文]

A県風俗案内所の規制に関する条例(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、風俗案内所に起因する、県民に著しく不安を覚えさせ又は不快の念を起こさせる行為及び犯罪を助長する行為等に対し必要な規制を行うことにより、青少年の健全な育成を図るとともに、県民の安全で安心な生活環境を確保することを目的とする。

(禁止地域)

第3条 風俗案内所は、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)、児童福祉施設及び診療所の敷地から200メートル以内の区域において営んではならない。

(罰則)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一 第3条の規定に違反した者

(以下省略)

広島大学法科大学院

# 法律科目試験

## [刑法]

2021年1月16日(土)

14:40～15:40

### 注意事項

- 1 これは法律科目試験の問題冊子です。ページ数は、表紙を除いて、1ページです。
- 2 問題は1問、解答用紙は2枚、下書用紙は1枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に**横書き**で書いてください。**罫線外及び裏面**を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

**【刑法】**（60点）

次の【事例】及び同【事例】における因果関係に関する【見解】を読んで、（1）及び（2）に答えなさい。

**【事例】**

Xは、普通乗用自動車（以下「X車」という。）を運転中、過失により、Aが運転していた自転車にX車を衝突させてAをはね飛ばし、同人は、X車の屋根にはね上げられ、意識を喪失するに至った。しかし、XがAを屋根の上に乗せていることに気づかず、そのままX車の運転を続けて走行するうち、前記衝突地点から4キロメートルをへだてた地点で、X車に同乗していたYがこれに気づき、時速約10キロメートルで走っているX車の屋根の上からAの身体をさかさまに引きずり降ろし、アスファルト舗装道路路上に転落させた。そのため、Aは、X車車体との前記衝突及び舗装道路路面又は路上の物体との衝突によって、顔面、頭部の創傷、肋骨骨折その他全身にわたる多数の打撲傷等を負い、頭部の打撲に起因するくも膜下出血及び脳実質内出血によって死亡した。なお、Aの死因となった頭部の傷害が最初のX車との衝突の際に生じたものか、YがAをX車の屋根から引きずり降ろし路上に転落させた際に生じたものかは確定しえなかった。

**【見解】**

同乗者が走行中の自動車の屋根の上から自動車衝突事故の被害者をさかさまに引きずり降ろし、アスファルト舗装道路路上に転落させることは、経験上、普通、予見できる場所ではない。このような場合にXの過失行為からAの死の結果が発生することは、われわれの経験則上当然予見できる場所であるとは到底いえないから、Xの過失行為とAの死の結果との間に刑法上の因果関係は認められない。

- （1）前記【見解】がとっている因果関係の判断基準を説明しなさい。また、この【見解】の判断基準によると、仮にAの死因となった頭部の傷害が最初のX車との衝突の際に生じたものであった場合、Xの過失行為とAの死亡結果との間に因果関係は認められるか、論じなさい。
- （2）実行行為の危険が現実化したといえるかという基準で刑法上の因果関係を判断する立場からは、前記【事例】におけるXの過失行為とAの死亡結果との間に因果関係は認められるか、論じなさい。

広島大学法科大学院

# 法律科目試験

## [民法]

2021年1月16日(土)

16:00～18:10

### 注意事項

- 1 これは法律科目試験の問題冊子です。ページ数は、表紙を除いて、4ページです。
- 2 問題は民法2問、民事訴訟法1問、商法1問の計4問、解答用紙は民法2枚、民事訴訟法1枚、商法1枚、下書用紙は1枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に**横書き**で書いてください。**罫線外及び裏面**を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 17時00分以降18時00分までの間については、解答用紙を提出して退出することができます。退出後、試験室に戻ることはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

〔民法〕（８０点）

第１問（４０点）

次の文章を読んで、（１）及び（２）に答えなさい。なお、それぞれは独立した問題である。

水産仲卸業者であるＡは、スーパーマーケットをチェーン展開するＢとの間で、ＡがＢに対して養殖うなぎ１トン売却する旨の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した。本件売買契約においては、履行期日にＡがＢの倉庫に養殖うなぎを納入するとともに、Ｂが同日に売買代金５００万円をＡに支払うべきことが約定されていた。

ところが、その後、うなぎ漁の豊漁による値下がり理由として、ＢはＡに対して、養殖うなぎの入荷を当初の半分の５００キロに減らすよう申し入れ、さもなければ養殖うなぎを一切受け取らないと一方的に通告してきた。履行期日になってＡは、養殖うなぎ１トン搬出する準備を整えた上で、Ｂに引取りに応じるよう通知したが、Ｂの態度は変わらず、養殖うなぎの引渡しは全く行われていない。

（１）養殖うなぎの引渡しが無いことを理由として、ＢがＡに対して損害賠償を求めた場合、Ａはこれを拒むことができるか、理由を付して解答しなさい。

（２）Ａは、①Ｂが養殖うなぎを引き取らないこと、又は、②Ｂが売買代金を支払わないことを理由として、本件売買契約を解除することができるか、それぞれ理由を付して解答しなさい。

## 第2問（40点）

次の文章を読んで、（1）及び（2）に答えなさい。なお、それぞれは独立した問題である。

A・B・Cは、広島県に所在する甲土地及び同地上の乙建物につき、持分を各3分の1とする共有関係にあった。なお、甲土地及び乙建物は、A・B・Cを共同相続人とする相続財産ではない。

- （1）A・B・Cは不仲であり、それぞれ遠方で生活しており、今後、広島県に居住する予定はない。このような状況において、A・B・Cは、甲土地及び乙建物の共有物分割の協議をしたが不調に終わったため、共有物分割を求める訴えが提起された。裁判分割の方法として、条文上、どのような方法があるかを挙げて説明した上で、本件ではいずれの方法によるのが相当かを論じなさい。
- （2）Aは、乙建物で長年に渡り店舗を営業している。B・Cは、遠方で生活しており、今後、広島県に居住する予定はない。Aは、対価を支払った上で、甲土地及び乙建物を単独で取得することを希望している。これに対し、B・Cは、甲土地及び乙建物を売却してその代金を分割する方法を希望している。このような状況において、B・CがAを被告として共有物分割を求める訴えを提起した。裁判分割において、裁判所は、Aが甲土地及び乙建物を単独で取得する内容で分割を行うことは認められるか、認められるとすると、どのような条件をみたすときに認められるのか、理由を付して論じなさい。

## 【民事訴訟法】（30点）

次の文章を読んで、（1）から（4）までの問いに答えなさい。

### 【事例】

Xは、①Yに対して、弁済期を1年後として金1000万円を貸し付けた、②Zとの間において、同貸金債務についてZが連帯保証する旨を合意した、③その後、弁済期が到来したにもかかわらずXは弁済を受けられていない、と主張して、Y及びZを共同被告（民事訴訟法38条、136条参照）として、それぞれ上記貸金1000万円の支払及び保証債務の履行を求めて訴えを提起した。これに対して、YはXの主張する事実をすべて認めたが、ZはXの主張を争っている。

- （1）Yの自白は、XY間の訴訟においてどのような効果を有するか、根拠条文を指摘しつつ簡潔に説明しなさい。
- （2）Yの自白は、XY間の訴訟と併合審理されているXZ間の訴訟においてどのような効果を有するか、根拠条文を指摘しつつ簡潔に説明しなさい。

### 【事例（続き）】

Yの自白を受けて、裁判所は、XY間の弁論を分離し（民事訴訟法152条1項参照）、XからYに対する請求を全部認容する旨の判決を出した。その後、同判決は確定した。

- （3）上記確定判決は、X及びYに対してどのような効力を有するか、根拠条文を指摘しつつ簡潔に説明しなさい。
- （4）上記確定判決の効力は、Zに対しても及ぶか、根拠条文を指摘しつつ簡潔に説明しなさい。

**〔商法〕**（30点）

株主代表訴訟に関する次の（1）及び（2）に答えなさい。

- （1）会社法が規定する取締役の責任の中から、株主代表訴訟の対象となる責任を3つ選択し、それぞれの責任の内容を簡潔に説明しなさい。
- （2）株主代表訴訟の対象となる取締役の責任に、株式会社と取締役との取引によって生じた債務に係る責任が含まれるかについて、論じなさい。